

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和4年3月

総務課

目 次

重点事項

第1 自殺対策の推進について

- | | |
|----------------|---|
| 1 自殺対策の状況等について | 2 |
| 2 今後の自殺対策について | 3 |

第2 矯正施設退所者等の地域生活定着支援について

- | | |
|--------------------|----|
| 1 事業概要について | 19 |
| 2 令和4年度予算案の内容等について | 19 |

連絡事項

- | | |
|---------------------------------|----|
| 第1 共同募金運動について | 25 |
| 第2 社会福祉事業従事功労者等に対する厚生労働大臣表彰について | 26 |
| 第3 無料低額診療事業について | 27 |

参考資料

- | | |
|---------------|----|
| 1 令和4年度予算案の概要 | 29 |
|---------------|----|

重 点 事 项

第 1 自殺対策の推進について（自殺対策推進室）

1 自殺対策の状況等について

（1）自殺の概況

令和 2 年においては新型コロナウイルス感染症等の影響を受け自殺の要因となり得る様々な問題が悪化した可能性が示唆されている。警察庁の自殺統計では、自殺者数の総数は、21,081 人と 11 年ぶりに増加に転じた。その内訳をみると、男性は減少したものの、女性と学生・生徒の自殺者数が増加している。

令和 3 年（暫定値）においては、1 月から 6 月までは各月対前年差で増加がみられたが、7 月以降は減少に転じており、自殺者数の総数でも 20,984 人と対前年と比較して減少に転じた。男性は 12 年連続の減少となったが、女性の自殺者数は 2 年連続で増加しており、引き続き留意が必要である。

また、小中高生の自殺者数は 473 人となり、過去最大となった前年よりは減少したものの、過去 2 番目となっている。その原因・動機としては、進路に関する悩みや学業不振等の学校問題に関する悩みが最も多く、次いで健康問題、家庭問題など様々である。

（2）自殺対策の状況

厚生労働省では、

- ・ 自殺を考えている方に対する相談体制の拡充、
- ・ やむを得ず職を失った方へのきめ細かな就労支援、生活資金でお悩みの方への支援

などを行うとともに、

- ・ 地域の保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係機関のネットワークの構築等をはじめ、地域における自殺対策の取組

を推進している。引き続き、各都道府県におかれては、自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺対策への更なる取組をお願いしたい。

ア 地域自殺対策計画の策定

自殺対策基本法において、都道府県や市町村が自殺対策計画を定め（第13条）、本計画に基づく地域の状況に応じた自殺対策に要する経費に充てるため交付金を交付する（第14条）とされており、地域自殺対策交付金の交付に当たり自殺総合対策大綱に基づく自殺対策計画の策定が要件となるので留意願いたい。

このため、都道府県においては平成29年度中に、市町村においては遅くとも令和元年度までに策定又は見直ししていただくようお願いしていたところであるが、未だ自殺対策計画の策定又は見直しを行っていない自治体もあることから管内自治体に対する策定状況の把握と策定に向けた支援をお願いする。なお、新型コロナウイルス感染症への対応等により、地域自殺対策計画の策定等に支障がある場合にはご相談願いたい。また、予算の適正執行等の観点から、交付金の交付の趣旨に則った事業内容の精査に遺漏のないようお願いしたい。

イ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における自殺対策

新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクの高まりへの懸念から、都道府県等が行う自殺を未然に防止するための対策を強化することとし、対面、電話、SNSを活用した相談支援体制の拡充、各種相談に対応する人材の養成、情報発信の強化等に係る経費を令和3年度補正予算に計上しており、コロナ禍において拡充した相談体制等の取り組みを継続的に実施するためにも積極的な活用をお願いしたい。

2 今後の自殺対策について

(1) 自殺総合対策大綱の見直し

現在の自殺総合対策大綱（平成29年7月閣議決定）では、「政府が推進すべき自殺対策の指針としての性格に鑑み、社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、大綱に基づく施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、おおむね5年を目処に見直しを行う。」こととされていることから、令和3

年 11 月より見直しに向けた検討に着手しているところである。

現在、新たな大綱の作成に資するよう、「自殺総合対策の推進に関する有識者会議」において、現大綱に基づく諸施策の進捗状況を把握し、有識者から意見を幅広く聴取しているところである。

なお、今年度末までに有識者会議の意見を取りまとめ、その内容を踏まえて、令和 4 年夏頃を目途に新たな大綱を策定する予定である。

(2) 自殺対策に関する指定調査研究等法人の自治体支援

令和 2 年 2 月に一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）を厚生労働大臣の指定調査研究等法人として指定し、令和 2 年 4 月から業務を開始しているところである。指定法人は、我が国の自殺対策の中核機関として機能するとともに、地域の状況に応じた自殺対策に助言をする役割を担っており、JSCP において各地域を担当する「自治体コンシェルジュ」を配置し、自治体に対する支援体制を構築しているので引き続き活用をお願いしたい。

また、各自治体において開催する地域の民間団体の人材育成に関する研修等への講師派遣も行っているので、必要に応じて活用をお願いしたい。

(3) 地域レベルでの自殺対策の取組

自殺対策への取組は、地域自殺対策計画に基づき、その実効性の向上のため、PDCA サイクルを徹底し事業を展開していくことが重要であり、地域自殺対策計画の確認シートを積極的に活用いただきたい。また、都道府県等に設置されている地域自殺対策推進センターにおいては、管内市区町村の自殺対策推進に関するエリアマネージャーとして、管内市区町村の地域自殺対策計画の策定・進捗管理・検証などの支援等、積極的な取組をお願いしたい。

なお、地域自殺対策計画の策定・進捗管理・検証などを行うに当たっては、警察庁から提供を受けたデータを基に、地域における自殺の基礎資料を当省ホームページに掲載しているので、ご活用頂きたい。

また、上記（2）の「各自治体において開催する地域の民間団体の人材育成に関する研修等への講師派遣」にかかる研修開催経費のほか、講師の謝金・

旅費については、交付金の対象経費となり得るので、必要に応じて活用をお願いしたい。なお、令和4年度は、令和3年度から継続して、居場所を含めた地域の適切な社会資源につなぐための体制構築のモデル事業、自殺リスクの高い者（自殺未遂者、自殺念慮者）に対して、自殺につながる可能性のある様々な要因を排除するために、地域のネットワークによる包括的な支援体制の構築を目的としたモデル事業を実施する予定である。

更に、コロナ禍の影響を踏まえ、オンラインによるワンストップ総合相談会の開催や地域の様々な関係機関の繋ぎ役を担う専門職の配置等については、地域特性重点特化事業において実施が可能となる。

このため、都道府県及び管内市町村において、これらのモデル事業等の実施について積極的にご検討いただけるよう、ご配慮をお願いする。

次に、令和3年6月に実施した地方自治体が実施しているゲートキーパー養成研修の実施状況については、事業評価の観点からも当面継続的に調査することとしたので、受講対象者数等の把握等にご協力頂きたい。

<参考> 自殺総合対策大綱（平成29年7月25日閣議決定）抜粋

第3 自殺総合対策の基本方針

5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

<地方公共団体>

地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する地方公共団体は、大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定する。国民一人ひとりの身近な行政主体として、国と連携しつつ、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら自殺対策を推進する。

（中略）

また、自殺対策と他の施策等とのコーディネート役を担う自殺対策の専任職員を配置したり専任部署を設置するなどして、自殺対策を地域づくりとして総合的に推進することが期待される。

(4) SNS相談内容に応じた包括的支援体制の構築等

令和3年度より、厚生労働省において、全国規模でSNS相談を実施する「基幹SNS相談事業者」を選定し、事業者と自治体や支援団体が連携し、入口から出口まで一貫した包括的支援体制を構築しているところである。

また、地方自治体が、SNS地域連携包括支援事業として、「基幹SNS相談事業者」と連携した包括的支援体制を構築するため、相談支援を行う専任職員を配置し、地域のネットワークを活用しつつ、相談者の相談内容に応じた具体的かつ継続的な支援を実施するために必要な経費を計上している。

SNS相談内容に応じた地域における包括的支援体制を構築し、強化するためには、より多くの地方自治体及び地域のネットワークが連携した対応が不可欠であるため、SNS地域連携包括支援事業の積極的な活用をお願いしたい。

(5) 重層的支援会議・支援会議の活用について

自殺は複雑化・複合化した問題が最も深刻化したときに起きるとされており、自殺を防ぐためには、地域の様々な関係機関等が連携して支援を行うことが必要であるが、今般、自殺対策担当において、関係機関からの自殺念慮者等の支援対象者に関する情報収集や個人情報取り扱い等に苦慮している事例が散見されている。

こうした状況に鑑み、令和3年12月7日付事務連絡「自殺念慮者等支援における重層的支援会議・支援会議の活用について」（社会・援護局総務課自殺対策推進室・社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室連名）においても周知したところであるが、自殺念慮者等への支援を検討する場合には、重層的支援会議・支援会議の枠組みの活用を検討するとともに、自殺対策の庁内連携会議等と組み合わせて開催するなど、自殺対策関係部局の積極的な参画を引き続きお願いする。

(6) 自殺報道ガイドラインの周知について

メディアによる自殺報道は自殺を誘発する可能性があり、特に著名人の自

殺に関する報道は影響が大きいことが世界保健機関（WHO）から指摘されている。JSCPにおける分析でも、令和2年7月及び10月の自殺者の増加については著名人の自殺報道の影響の可能性が極めて高い旨が報告されている。

WHOでは、メディアが適切な自殺報道を行うよう「Preventing suicide: a resource for media professionals, update 2017」（邦訳「自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識」（「自殺報道ガイドライン」、自殺総合対策推進センター訳））を策定しており、厚生労働省及びJSCPにおいて、著名人の自殺報道がされた際には、報道関係機関等に対して、自殺報道ガイドラインを踏まえた報道を行うよう要請している。

各自治体におかれても出身著名人の自殺報道等、その地域における自殺報道の影響が大きいことが想定される場合には貴管内の報道関係機関等に対し、自殺報道ガイドラインを踏まえた報道を行うよう要請していただくとともに、その他、機会を捉えて周知を図っていただくよう、協力をお願いします。

（※）厚生労働省HP「メディア関係者の方へ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/who_tebiki.html

（7）自殺対策強化月間（3月）の取組

3月1日から自殺対策強化月間が始まった。新年度を控え、進学、就職、人事異動などにより生活環境が大きく変わるこの時期は、自殺リスクが高まることが懸念される。厚生労働省では、ポスターの掲示やインターネット広告による普及啓発を実施し、SNSや電話による各種相談窓口を分かりやすく案内している厚生労働省の特設サイト「まもろうよ ところ」（※1）」の紹介やゲートキーパーの普及に向けた厚生労働省の取組みについて紹介している。

この他、令和3年度は、

○政府広報動画「まもろうよところ」～誰も自殺に追い込まれることのない社会へ～（本編3分、短編1分30秒）

※ゲートキーパーの理解促進に向けた動画

○ネット配信番組「あなたはひとりじゃない」（テーマごとに各10分程度×3本）

※「子どもや若年層における悩み」、「大人になってからの悩み」、「ゲートキーパー」の3つのテーマについて、出演者（ユージさん、おかもとまりさん）の体験談、専門家（NPO法人OVA代表伊藤次郎氏）の助言等を交えて、視聴者にとって“新しい気づき”となることを目的とした番組。

○厚生労働省Twitter、Facebookの投稿

- ・自殺予防週間（9/10～9/16）及び自殺対策強化月間（3月）において、相談窓口及びゲートキーパー等について集中的に広報活動を行っているため、各自治体におかれても、これらの広報媒体の幅広い周知及び研修会等での使用など積極的な活用をお願いしたい。（※2）

また、毎年、自殺対策強化月間及び自殺予防週間にあわせて「支援情報検索サイト」への支援情報の登録をお願いしているが、支援が必要としている人が確実に適切な支援にたどり着けるよう、幅広い分野の支援情報の登録をお願いする。なお、自殺対策強化月間及び自殺予防週間以外の期間でも、「支援情報検索サイト」の更新は可能であるので、新たに追加したい支援情報がある場合には、自殺対策推進室にご相談いただきたい。

（※1）厚生労働省特設サイト「まもろうよ ころろ」

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>

（※2）令和3年度の広報の取組みについて（自殺対策）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/r3_torikumi.html

※上記に記載の各種広報媒体が掲載

（※3）支援情報検索サイト <http://shienjoho.go.jp/>

(8) 自殺統計原票の見直しに伴う地域における自殺の基礎資料の見直し

地域における自殺の基礎資料の作成に用いている自殺統計原票については、より詳細な分析を行う観点から、自殺統計原票の作成元である警察庁と自殺対策に関する指定調査研究等法人であるJSCPと3者で検討を重ね、自殺統計原票の見直しを実施し、本年1月分より、新たな自殺統計原票の使用を開始した。これに伴い、地域における自殺の基礎資料についても、新しい自殺統計原票データに沿った見直しを行った。従来同様、自殺の実態、自殺対策を検討する資料として活用して頂きたい。

4 自殺対策の推進について

(1) 現状・課題

- 令和2年は新型コロナウイルス感染症等の影響を受け自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことにより、自殺者数は11年ぶりに増加に転じた。内訳をみると、男性は減少したものの、女性と学生・生徒の自殺者数が増加した。
- 令和3年は、6月までは対前年差で増加していたが、7月以降は対前年差で減少に転じており、自殺者数の総数でも対前年と比較して減少に転じたが、女性の自殺者数は2年連続で増加している。
- 現行の自殺総合対策大綱は平成29年7月に閣議決定され、大綱においておおむね5年を目途に見直すこととされていることから、令和3年度から見直しに向けた検討を開始。

(2) 令和4年度の取組

- 新たな自殺総合対策大綱の策定に向け、「自殺総合対策の推進に関する有識者会議」において、令和3年11月から検討を開始。今年度内に
有識者会議の意見をまとめ、**令和4年夏頃を目途に新たな大綱の閣議決定を予定。**
- 地域自殺対策強化交付金において、令和3年度より
 - ① 国において、**全国規模でSNS相談を実施する「基幹SNS相談事業者」を選定し、事業者と自治体や支援団体が連携し、入口から出口まで一環した包括的支援体制を構築。**
 - ② 地方自治体において、**SNS地域連携包括支援事業として、「基幹SNS相談事業者」と連携した包括的支援体制を構築するため、相談支援を行う専任職員を配置し、地域のネットワークを活用しつつ、相談者の相談内容に応じた具体的かつ継続的な支援を実施。**
- コロナ禍における自殺リスクの高まりへの懸念から、**令和3年度補正予算に相談体制の拡充や相談員の養成、情報発信の強化等に係る経費を計上**しており、来年度も継続した支援を実施。

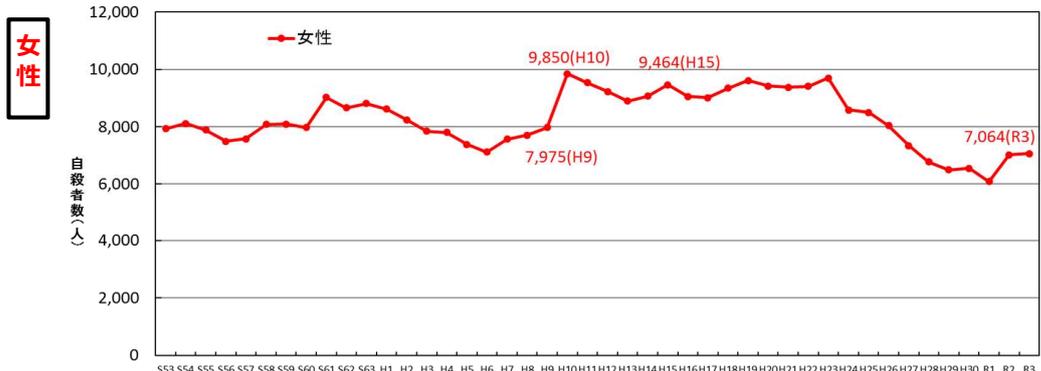
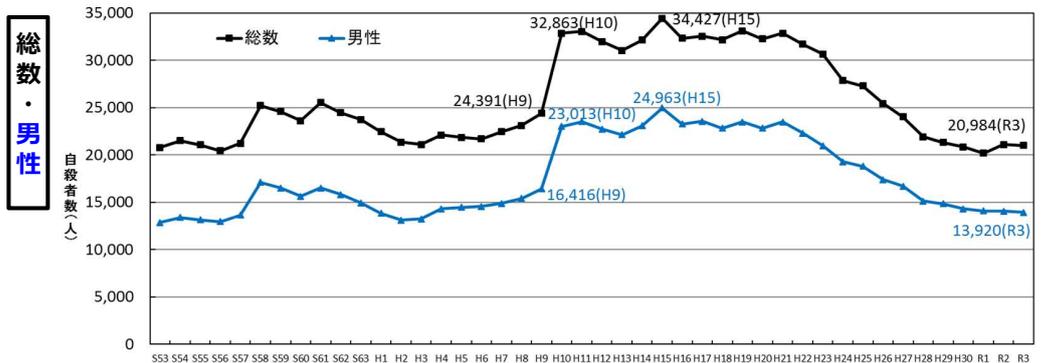
(3) 依頼・連絡事項

- SNS相談内容に応じた包括的支援体制を構築し、強化するためには、**より多くの地方自治体及び地域のネットワークが連携した対応が不可欠であるため、SNS地域連携包括支援事業の積極的な活用をお願いしたい。**
- 自殺対策基本法において、都道府県や市町村が自殺対策計画を定め(第13条)、本計画に基づく地域の状況に応じた自殺対策に要する経費に充てるため交付金を交付する(第14条)とされており、地域自殺対策強化交付金の交付に当たり**自殺総合対策大綱に基づく自殺対策計画の策定が要件となるので留意願いたい。**また、**予算の適正執行等の観点から、交付金の交付の趣旨に則った事業内容の精査に遺漏のないようお願いする。**
- JSCP(※)において、自治体に対する支援を行う「自治体コンシェルジュ」を配置しているの引き続き活用いただくとともに、自治体が開催する地域の民間団体の人材育成に関する研修等への講師派遣も行っているの、必要に応じて活用いただきたい。
(※)厚生労働大臣指定法人(一社)いのちを支える自殺対策推進センター
- 地域づくりとして自殺対策を総合的に推進するため、都道府県におかれては**市町村に対し、専任職員の配置や専任部署の設置がされるよう働きかけをお願いする。**

自殺者数の年次推移（昭和53年～令和3年） ※令和3年は暫定値

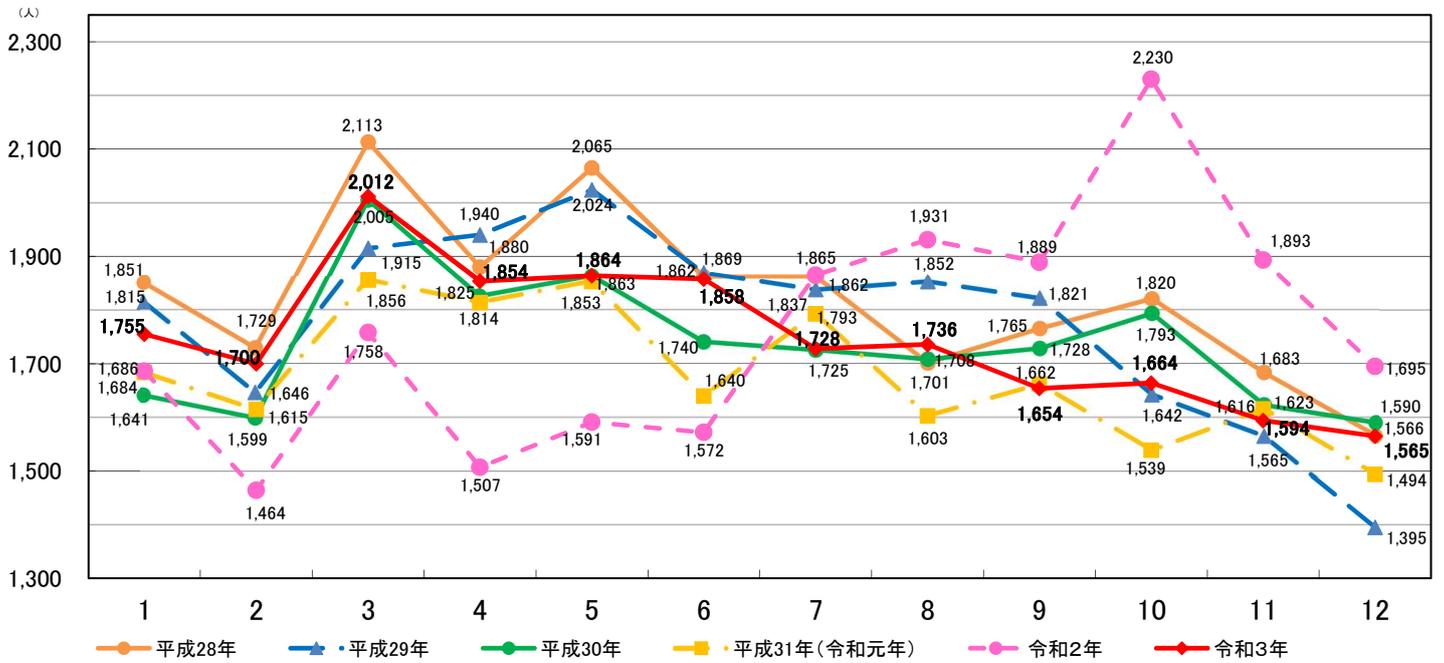
年次別	総数	男性	女性
S53	20,788	12,859	7,929
S54	21,503	13,386	8,117
S55	21,048	13,155	7,893
S56	20,434	12,942	7,492
S57	21,228	13,654	7,574
S58	25,202	17,116	8,086
S59	24,596	16,508	8,088
S60	23,599	15,624	7,975
S61	25,524	16,497	9,027
S62	24,460	15,802	8,658
S63	23,742	14,934	8,808
H1	22,436	13,818	8,618
H2	21,346	13,102	8,244
H3	21,084	13,242	7,842
H4	22,104	14,296	7,808
H5	21,851	14,468	7,383
H6	21,679	14,560	7,119
H7	22,445	14,874	7,571
H8	23,104	15,393	7,711
H9	24,391	16,416	7,975
H10	32,863	23,013	9,850
H11	33,048	23,512	9,536
H12	31,957	22,727	9,230
H13	31,042	22,144	8,898
H14	32,143	23,080	9,063
H15	34,427	24,963	9,464
H16	32,325	23,272	9,053
H17	32,552	23,540	9,012
H18	32,155	22,813	9,342
H19	33,093	23,478	9,615
H20	32,249	22,831	9,418
H21	32,845	23,472	9,373
H22	31,690	22,283	9,407
H23	30,651	20,955	9,696
H24	27,858	19,273	8,585
H25	27,283	18,787	8,496
H26	25,427	17,386	8,041
H27	24,025	16,681	7,344
H28	21,897	15,121	6,776
H29	21,321	14,826	6,495
H30	20,840	14,290	6,550
R1	20,169	14,078	6,091
R2	21,081	14,055	7,026
R3	20,984	13,920	7,064

- 令和3年の自殺者数は20,984人となり、対前年比97人（約0.5%）減。
- 男女別にみると、男性は12年連続の減少、女性は2年連続増加となっている。また、男性の自殺者数は、女性の約2.0倍となっている。



自殺者数の最近の動向（月別総数）

令和4年2月4日現在

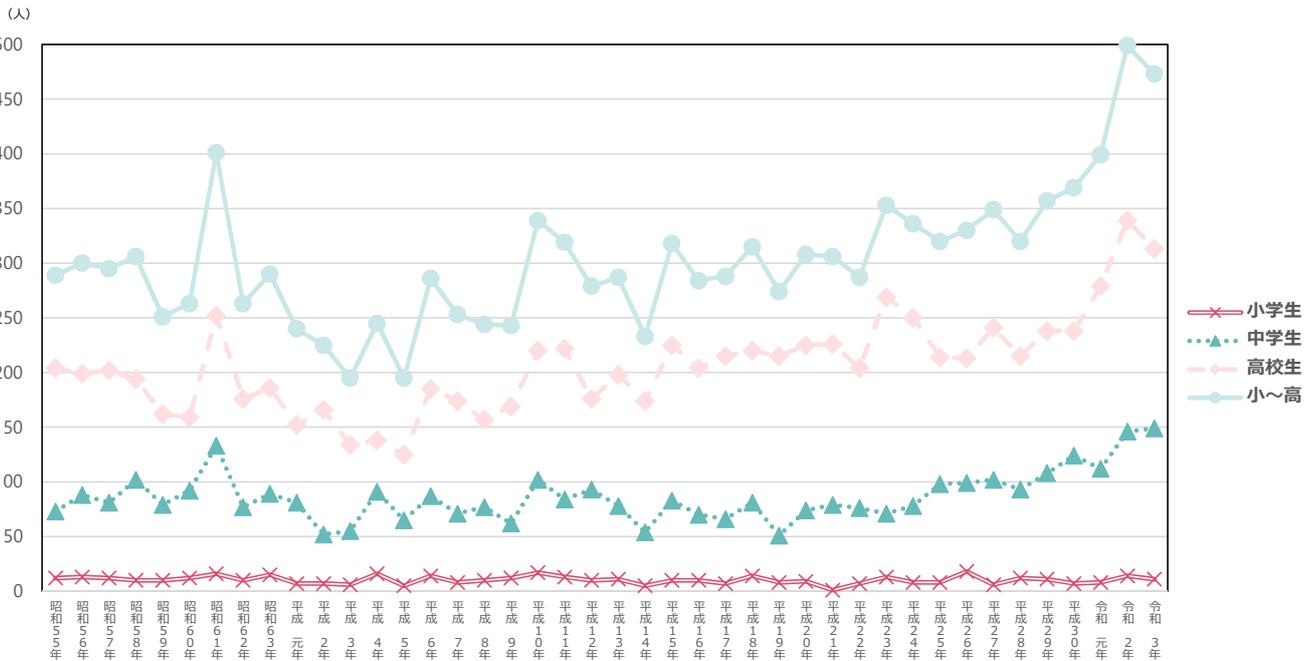


		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
令和3年	合計	1,755	1,700	2,012	1,854	1,864	1,858	1,728	1,736	1,654	1,664	1,594	1,565	20,984
	男性	1,182	1,142	1,336	1,244	1,224	1,222	1,160	1,117	1,101	1,117	1,054	1,021	13,920
	女性	573	558	676	610	640	636	568	619	553	547	540	544	7,064
令和2年	合計	1,686	1,464	1,758	1,507	1,591	1,572	1,865	1,931	1,889	2,230	1,893	1,695	21,081
	男性	1,189	1,031	1,250	1,063	1,093	1,061	1,199	1,253	1,229	1,341	1,242	1,104	14,055
	女性	497	433	508	444	498	511	666	678	660	889	651	591	7,026
対前年増減数(月別) (3-2)	総数	69	236	254	347	273	286	-137	-195	-235	-566	-299	-130	-97
	男性	-7	111	86	181	131	161	-39	-136	-128	-224	-188	-83	-135
	女性	76	125	168	166	142	125	-98	-59	-107	-342	-111	-47	38
対前年増減率(月別) (3/2)	総数	4.1%	16.1%	14.4%	23.0%	17.2%	18.2%	-7.3%	-10.1%	-12.4%	-25.4%	-15.8%	-7.7%	-0.5%
	男性	-0.6%	10.8%	6.9%	17.0%	12.0%	15.2%	-3.3%	-10.9%	-10.4%	-16.7%	-15.1%	-7.5%	-1.0%
	女性	15.3%	28.9%	33.1%	37.4%	28.5%	24.5%	-14.7%	-8.7%	-16.2%	-38.5%	-17.1%	-8.0%	0.5%

※令和2年は確定値、令和3年は暫定値

3

小・中・高生の自殺者数の年次推移



	令和2年	令和3年	対前年増減数 (R3 - R2)
小中高校生	499人	473人	-26
小学生	14人	11人	-3
中学生	146人	149人	3
高校生	339人	313人	-26

※警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成
※令和2年は確定値、令和3年は暫定値

4

自殺総合対策の推進

＜自殺総合対策大綱に掲げた数値目標＞
自殺死亡率を令和8年までに
平成27年比で30%以上減少

令和4年度予算(案) 36億円(令和3年度34億円)		
【内訳】		
地域自殺対策強化交付金	28.7億円	(27.8億円)
調査研究等業務交付金	4.9億円	(4.4億円)
地域自殺対策推進センター運営事業費	1.1億円	(1.3億円)
その他(本省費)	94百万円	(94百万円)
※令和3年度補正予算額		
・新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 60.9億円の内数		

1. 地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進 (令和4年度予算(案):28.7億円)

- 自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、地域の実情に応じた相談対応、普及啓発、自殺未遂者や自死遺族への支援等に対する実践的な自殺対策の取組を支援する。

3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた自殺防止対策の強化(令和3年度補正予算額:60.9億円の内数)

- 新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクを抱える方々に対応するため、地方自治体や民間団体が行う自殺防止に関する相談体制等の強化を支援する。

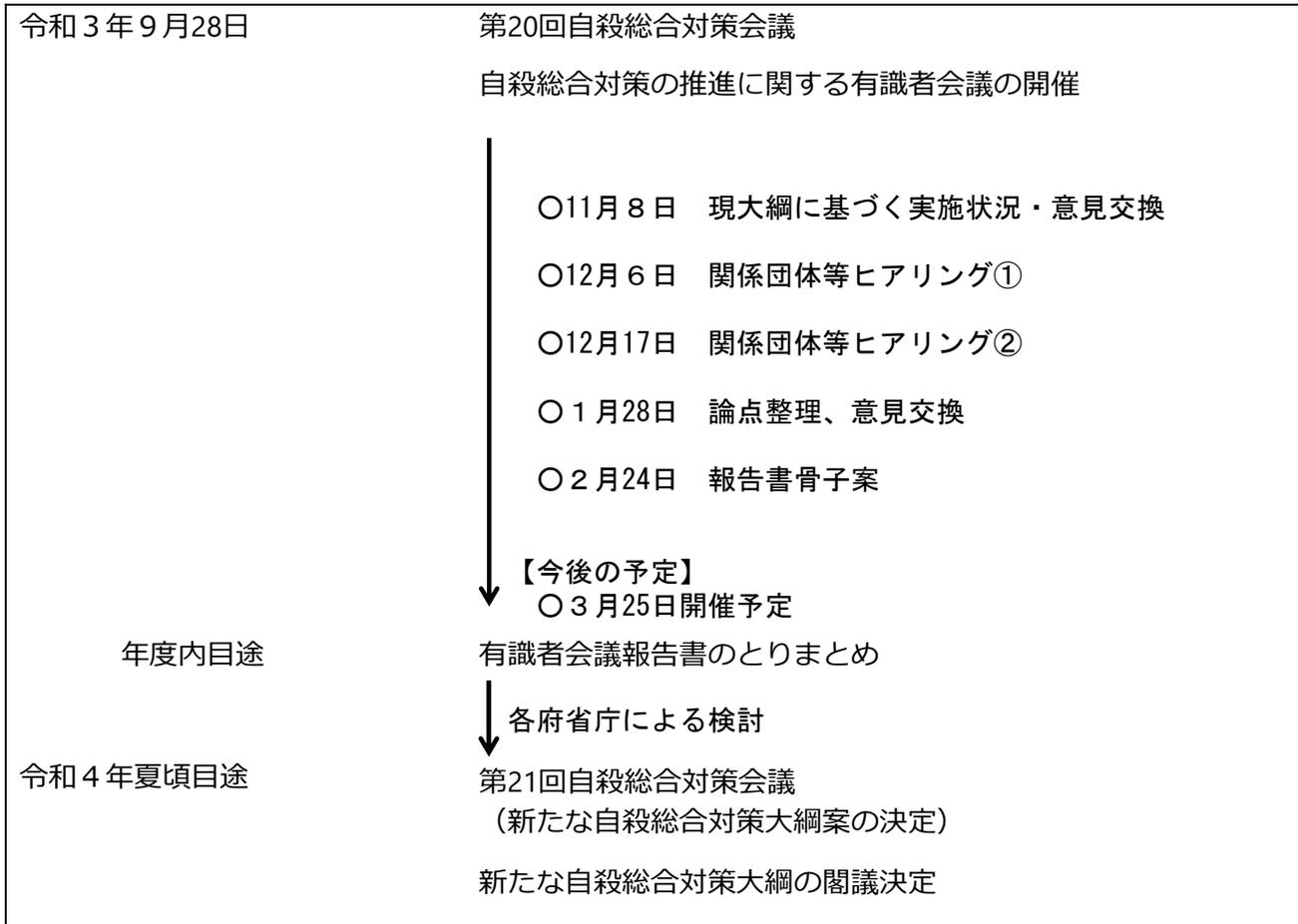
2. 指定調査研究等法人機能への確保等 (令和4年度予算(案):6.9億円)

- 我が国の自殺対策の中核として機能する指定調査研究等法人において、自殺未遂者レジストリ制度を構築するとともに、調査研究の充実や地域の自殺対策への取組支援を実施。
- 地域自殺対策推進センターが、管内市町村における自殺対策の支援を実施。
- 自殺予防週間及び自殺対策強化月間に、全国的な普及啓発活動を実施。

対面、電話、SNSを活用した相談体制の拡充、人材養成の強化



新たな自殺総合対策大綱策定までのスケジュール



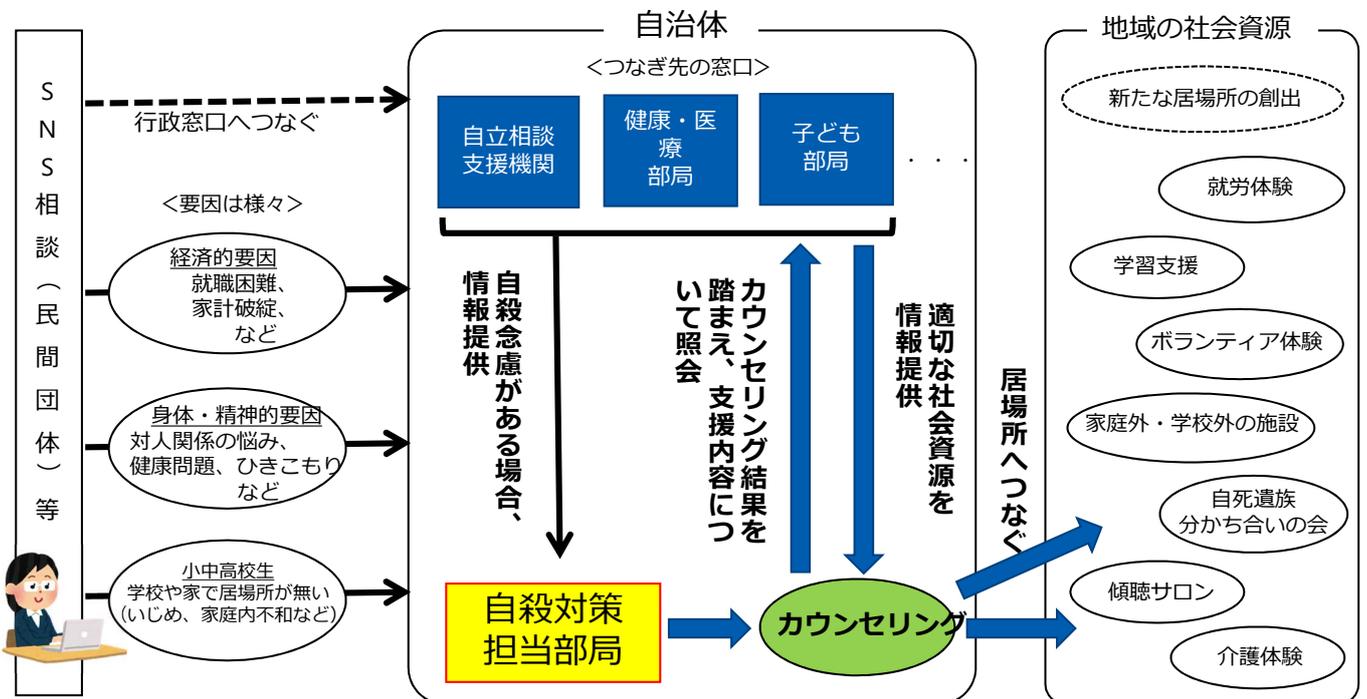
令和4年度地域自殺対策強化交付金事業メニュー一覧

事業メニュー	事業内容	交付率
① 対面相談事業	相談会（個別・総合）の実施、対面相談窓口の設置・運営、訪問相談の実施	1/2
② 電話・SNS 相談事業	電話、メール、SNS 等による相談窓口の設置・運営	
③ 人材養成事業	・行政機関等の相談担当者、NPO 法人・ボランティア団体等の関係団体職員、一般住民等を対象とするゲートキーパー等の自殺対策に関わる人材養成 ・上記実施に係る指導員・講師の養成	
④ 普及啓発事業	自殺予防に関する啓発（パンフレット・チラシ等の広報媒体の作成・配布、シンポジウムの開催等）	
⑤ 自死遺族支援機能構築事業	自死遺族関係団体等に対する活動等の支援（分かち合いの会、法律面・生活面の相談支援）	
⑥ 計画策定実態調査事業	都道府県・市町村計画の策定に係る情報収集・分析等の実施	
⑦ 若年層対策事業	若年層向けの対面相談、電話・SNS 相談、人材養成、普及啓発（研修等の周知のための配布物の作成はポスター、チラシの類に限る）の各事業	2/3
⑧ SNS 地域連携包括支援事業	国が選定する「基幹 SNS 相談事業者」と連携した包括的支援体制を構築するため、地方自治体に相談支援を行う専任職員を配置し、地域のネットワークを活用しつつ、相談者の相談内容に応じた具体的かつ継続的な支援を実施。	
⑨ 深夜電話相談強化事業	深夜から早朝（22 時から翌 5 時）にかけての電話、メール、SNS 等による相談窓口の設置・運営	
⑩ 自殺未遂者支援事業	自殺未遂者支援に関する事業（ただし、⑭に関するものを除く）	
⑪ 災害時自殺対策継続支援事業	⑫の実施後、引き続き対応が必要な事業	10/10
⑫ 災害時自殺対策事業	大規模な災害により自殺リスクが高まっている場合に、災害発生から一定期間における対応	
⑬ ハイリスク地対策事業	自殺のハイリスク地（自殺多発地域）における対策の実施（パトロールの実施等） ※障壁等の整備は対象外。	
⑭ 自殺未遂者支援・連携体制構築事業	自殺未遂者支援のための医療機関等との連携体制の構築（1 年目に限る） ※原則、都道府県で実施。	
⑮ 地域特性重点特化事業	①～⑦、⑨、⑩のうち、地域特性を踏まえて重点特化する取組であり、当該地域の自殺が減少することが見込まれるもので厚生労働省が認める事業（モデル事業を含む）	

7

居場所づくり・地域の社会資源につなぐための体制構築モデル事業 （令和4年度予算案：28.7億円の内数 事業開始年度：令和元年度）

概要	SNS相談から具体的支援につなげる場合を含め、若者が悩みを気軽に話することができる居場所づくりを推進するとともに、自治体の自殺対策担当者が生活困窮者自立支援制度などの各分野の窓口へ支援を行い、居場所を含めた地域の適切な社会資源へ確実につなげるための体制を構築するため、自治体によるモデル事業を行う。 ※事業成果を検証し、今後の改善につなげる。				
対象	SNS相談等を利用した相談者（主に若年層）	実施主体	市町村	交付率	10/10

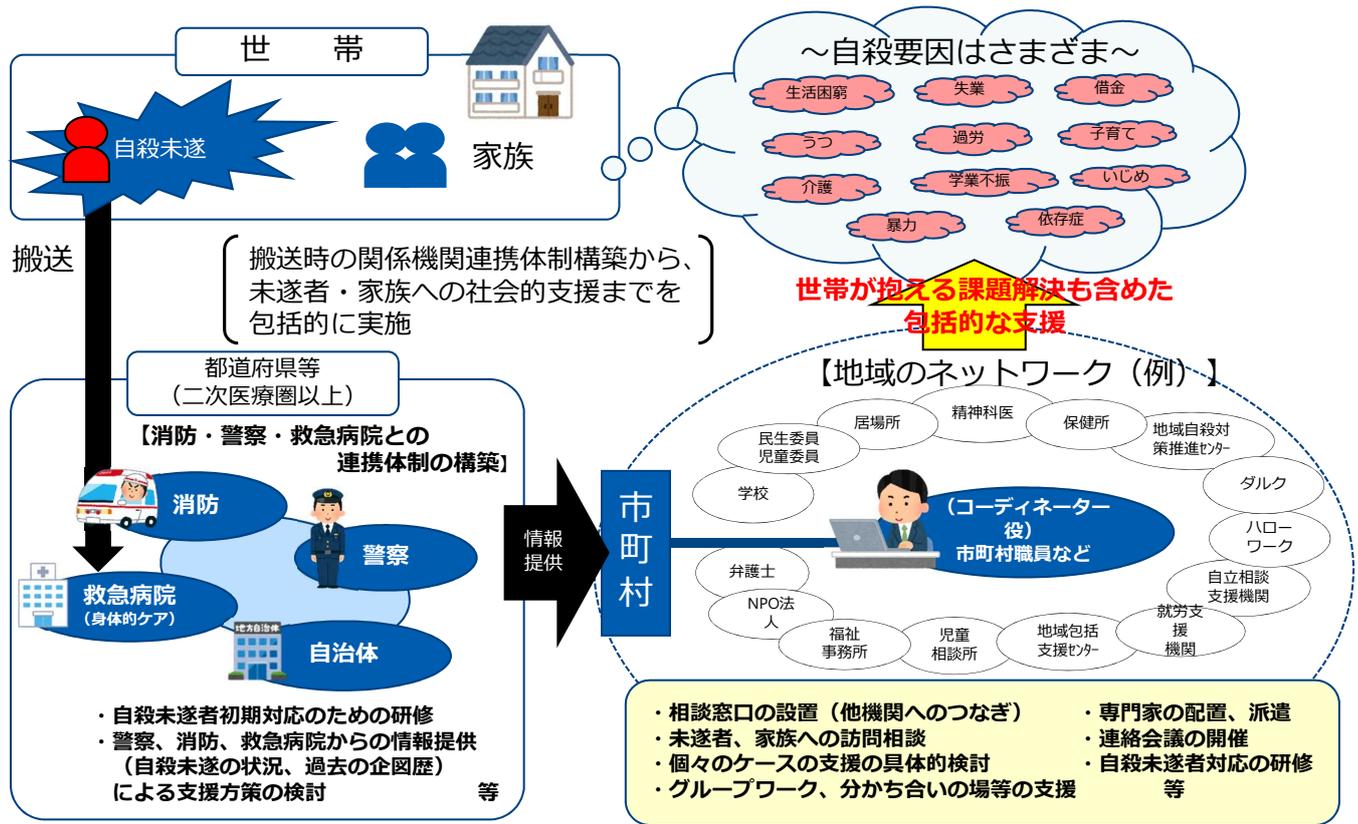


自殺未遂者等に対する地域における包括的支援（都道府県・市町村モデル事業）

～未遂者とその家族に対する緊急搬送時から自殺要因の排除に向けた切れ目無い包括的な支援～

【事業概要】自殺未遂歴のある自殺者が多く、特に20～30歳代女性の自殺者のうち、自殺未遂歴があるのは40%以上にのぼる。自殺未遂によって救急搬送された際の関係機関における連携体制の構築から、世帯が抱える課題解決も含めた社会的支援までを包括的に実施する。

令和4年度予算案：28.7億円の内数
実施主体：都道府県、市町村
事業開始年度：令和2年度

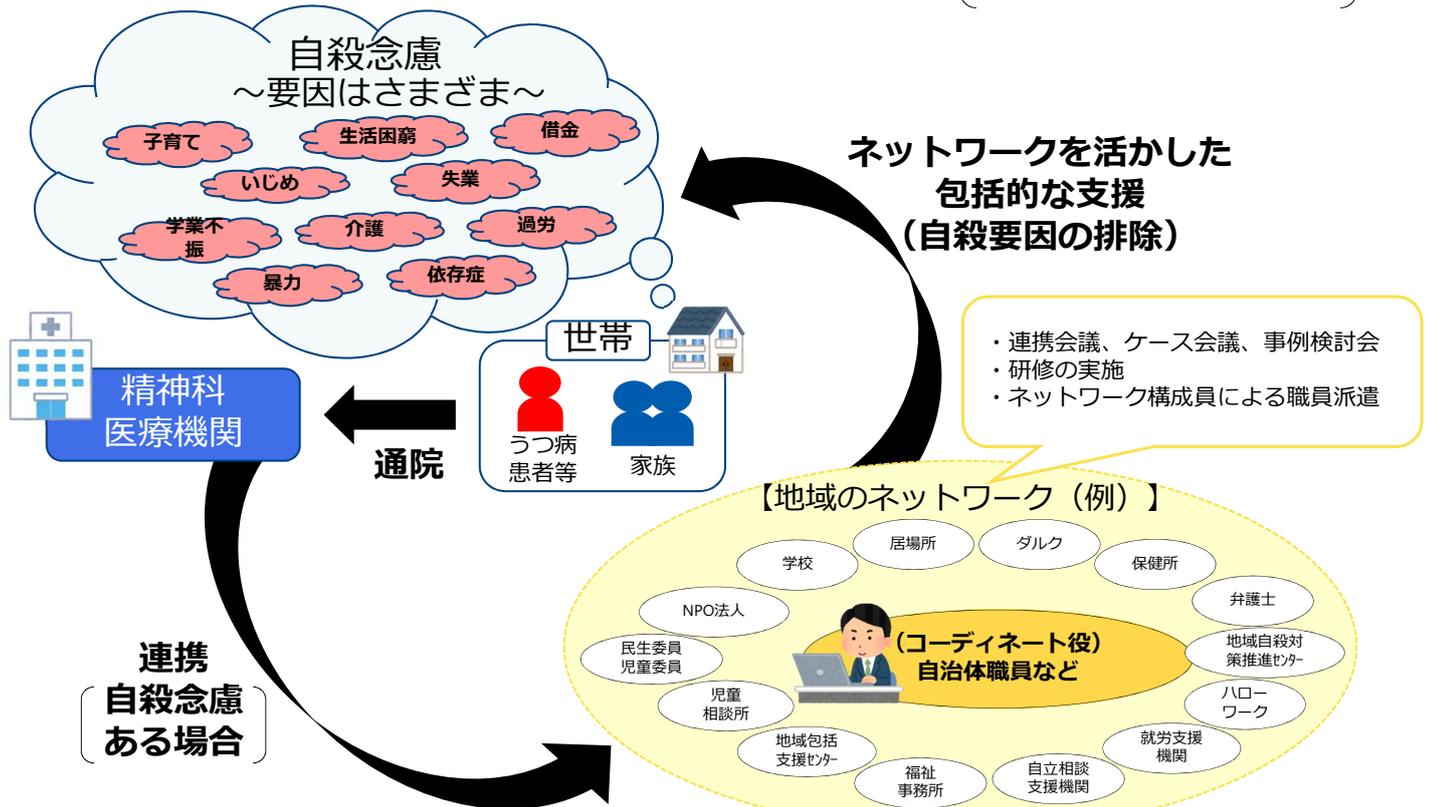


精神科医療機関と支援機関等との連携体制の構築（市町村モデル事業）

～自殺念慮を抱えた精神疾患患者とその家族に対する自殺要因の排除に向けた包括的支援～

【事業概要】自殺者の多くは、うつ病等の精神疾患の診断を受けていることが多いため、普段から受診している精神科医療機関と地域の支援機関等によるネットワークとの連携により、早期の段階から支援を行っていくための体制を構築する。

令和4年度予算案：28.7億円の内数
実施主体：市町村
事業開始年度：令和2年度



令和2年度ゲートキーパー養成研修の実施状況

- ・ 地方自治体が実施しているゲートキーパーの養成について、実施状況を調査した。
- ・ 実施状況にはバラツキがみられる。

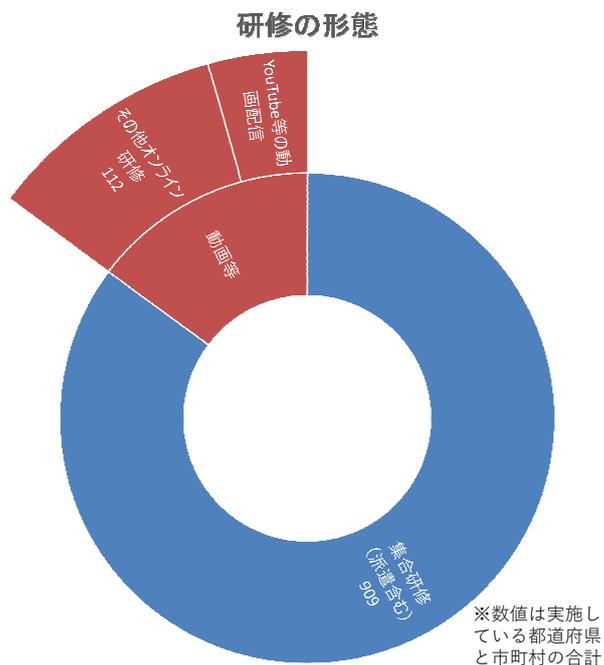
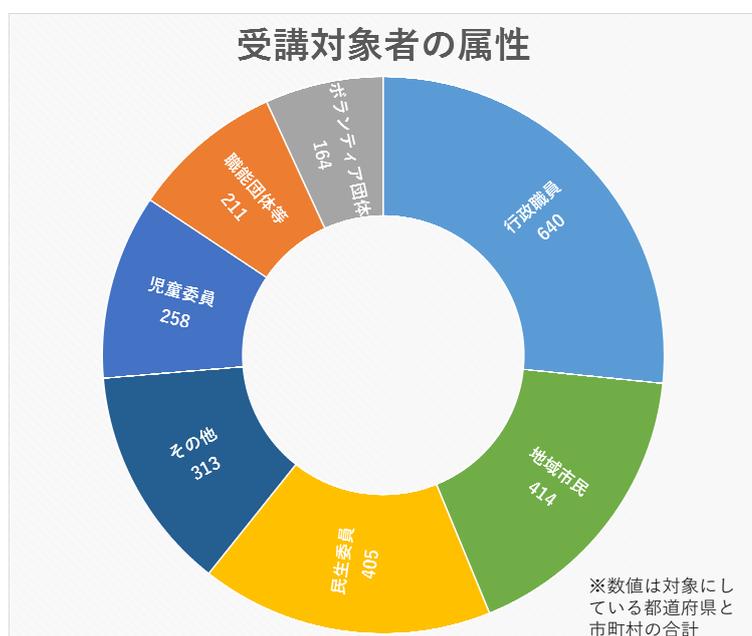
都道府県		市町村		
県名	実施状況	実施	未実施	実施率
北海道	○	38	141	21.2%
青森県	○	27	13	67.5%
岩手県	○	25	8	75.8%
宮城県	○	26	9	74.3%
秋田県	○	14	11	56.0%
山形県	○	23	12	65.7%
福島県	○	31	28	52.5%
茨城県	○	25	19	56.8%
栃木県	○	16	9	64.0%
群馬県	○	17	18	48.6%
埼玉県	○	41	22	65.1%
千葉県	○	21	33	38.9%
東京都	○	44	18	71.0%
神奈川県	○	22	11	66.7%
新潟県	○	22	8	73.3%
富山県	×	12	10	54.5%
石川県	○	11	8	57.9%
福井県	○	10	7	58.8%
山梨県	○	13	14	48.1%
長野県	○	41	36	53.2%
岐阜県	○	22	20	52.4%
静岡県	○	28	7	80.0%
愛知県	○	42	12	77.8%
三重県	×	18	11	62.1%

都道府県		市町村		
県名	実施状況	実施	未実施	実施率
滋賀県	○	14	5	73.7%
京都府	○	14	12	53.8%
大阪府	○	27	16	62.8%
兵庫県	×	35	6	85.4%
奈良県	○	15	24	38.5%
和歌山県	○	5	25	16.7%
鳥取県	○	5	14	26.3%
島根県	○	10	9	52.6%
岡山県	○	7	20	25.9%
広島県	○	19	4	82.6%
山口県	○	14	5	73.7%
徳島県	○	10	14	41.7%
香川県	○	5	12	29.4%
愛媛県	○	16	4	80.0%
高知県	○	10	24	29.4%
福岡県	○	23	37	38.3%
佐賀県	○	16	4	80.0%
長崎県	○	14	7	66.7%
熊本県	○	9	36	20.0%
大分県	×	11	7	61.1%
宮崎県	○	12	14	46.2%
鹿児島県	○	22	21	51.2%
沖縄県	○	9	32	22.0%
計		43	911	52.1%

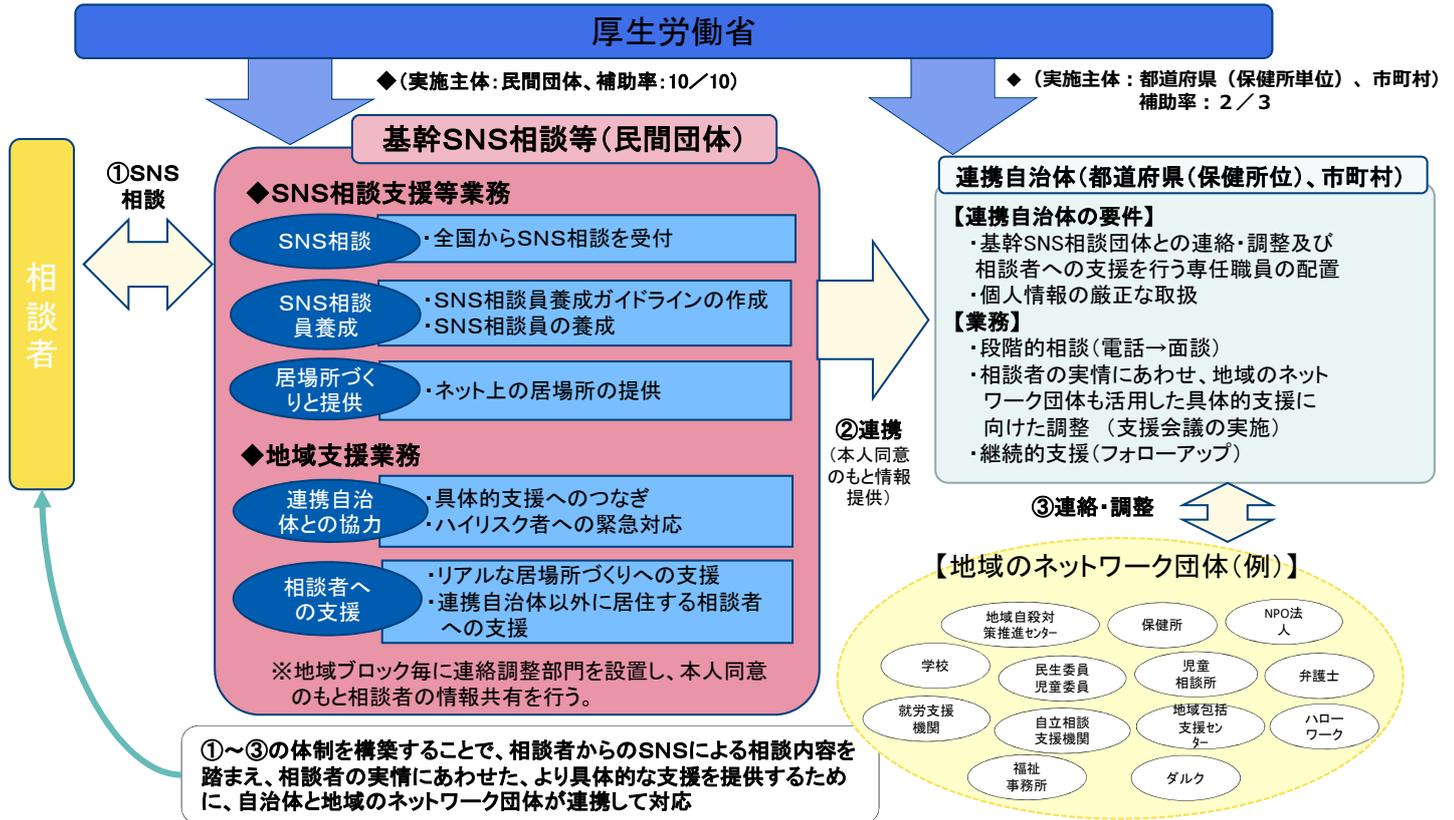
11

受講対象者の属性・研修形態

- ・ 受講対象者の属性は、自治体によりバラツキはあるが、最も多いのは行政職員となっており、次いで地域市民、民生委員となっている。
- ・ 研修形態は集合研修が最も多く、YouTube等を活用した動画配信などオンライン研修もみられる。



○ SNS等の相談体制を強化し、相談からの具体的支援につなげるため、地域のネットワークを活用した包括的な支援体制を構築する。



自殺念慮者等支援における重層的支援会議・支援会議の活用について（事務連絡）

【別添】

事務連絡
令和3年12月7日

都道府県
各指定都市
中核市

自殺対策主官部(局)
民生主管部(局)

御中

厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室
厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室

自殺念慮者等支援における重層的支援会議・支援会議の活用について

令和3年4月1日から施行の属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）と自殺対策との連携に関しては、「重層的支援体制整備事業と自殺対策との連携について」（令和3年3月29日付参発0329第1号・社援地発0329第7号大臣官房参事官（自殺対策担当）・社会・援護局地域福祉課長通名通知）により既に通知しているところです。また、自殺はその多くが「追い込まれた未死」であり、その背景には様々な社会的要因があることが知られています。複雑化・複合化した課題を抱えている自殺念慮者やその家族等に対して「生きるための包括的な支援」を実施するためには地域の様々な関係機関等が連携して支援を行うことが必要です。

今般、地域における自殺対策の支援体制等に関する厚生労働大臣の指定調査研究等法人によるヒアリングの結果、自殺対策担当等において医療機関や警察等の関係部署・機関からの自殺念慮者等の支援対象者に関する情報の収集や個人情報の取扱い等に苦慮している事例が散見されました。

こうした状況に鑑み、重層的支援体制整備事業実施市町村におかれては、自殺念慮者等への支援を検討する場合には、重層的支援会議（重層的支援体制整備事業を適切かつ円滑に実施するために開催される非法定の会議をいう。）・支援会議（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の6第1項に規定する支援会議をいう。以下同じ。）の枠組みを活用し、個々の支援ニーズに応じて地域の関係部署・機関に対し積極的な参画を求めるとともに、自殺対策の庁内連携会議等と組み合わせるなど、自殺対策関係部局の積極的な参画を引き続きお願いいたします。なお、先の通知のとおり、支援会議の開催に当たっては、本人同意の有無に関わらず、構成員間で支援に必要な情報共有等が可能とされていることから、別添の留意事項等（先般発出された「重層的支援体制整備事業に関する質疑応答集」（令和3年3月31日付）及び「支援会議の実施に関するガイドラインの策定について」（令和3年3月29日付地域福祉課長通知）からの抜粋）を踏まえ、適切に対応いただくようお願いいたします。また、都道府県におかれては、管内市町村に対し、これらの会議が案件に応じ柔軟に構成員を変更することが可能であることを周知いただき、協力依頼等の必要な支援をしていただきますようよろしくお願いいたします。

貴職におかれては、以上の内容について十分にご了知の上、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び支援関係機関等に周知いただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言であることを申し添えます。

○「重層的支援体制整備事業等に関する質疑応答集」（令和3年3月31日付）より抜粋

P.16 問1（6）-3

「支援会議は本人の同意がなくても守秘義務の規定により他部署・関係機関との情報共有が可能とされているが、実際に支援を実施する際には、支援会議に参加していない関係機関に支援を依頼する場合もあると思われる。手引きによる規定のみでは根拠が弱いと思われる。今後、法あるいは政省令に基づく規定等を検討することはあるか。」

（答）

○ 個人情報をもとに支援を進める際には、当該情報の取り扱いについて本人から同意を得ているかどうか十分に留意する必要がある。このため、令和2年の社会福祉法改正により、構成員に対する守秘義務を規定した支援会議を創設し、その中であれば個人情報の共有を可能としたところ。

○ 会議の構成員についてはケースや相談ごとに柔軟に変更可能であり、個々の支援ニーズに応じて、適宜アドホックな参加を含め整理していただきたい。なお、この点に関し、政省令等で追加的な規定を行う予定はない。

「支援会議の実施に関するガイドラインの策定について」（令和3年3月29日付地域福祉課長通知）より抜粋

P.6 ④会議の実施後

（略）

本人が同意をせず、必要な支援につながらないということは、支援機関に対する不信任を抱えたり、問題意識を有していないことも想定される。このため、本人の同意がない中で「家庭」や「居場所」といった個人のプライベートな領域への介入を行ったり、支援機関等との関係性が構築されていない段階でむやみに干渉することで、かえって心理的に追い込んでしまう結果となる可能性も否定できない。このような方法で支援につなげるかについては、支援会議で得られた情報が本人の同意を得ていないことを十分に認識した上で、個人情報や支援会議で共有されていることを本人に伝えないように留意することはもとより、多様な関係者や有識者も交えて、当事者の負担感や抵抗感にも配慮したアプローチや支援手法を慎重に検討し、一定の時間をかけて信頼関係を構築していくプロセスが必要となる。

（略）

第3. 守秘義務について

（1）守秘義務の趣旨

支援会議は、その構成員に対して守秘義務をかけることによって、支援関係機関や関係者の積極的な参加、積極的な情報交換や連携が可能となる仕組みを設けたものである。

支援会議がこうした法律の企図した機能を発揮し、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を回り、必要な支援体制にかかる検討を早期かつ適切に行えるようにするために、社会福祉法第106条の6第5項に基づき、すべての構成員がこうした守秘義務を課される趣旨やそのルールに関する基本的な考え方をきちんと理解した上で会議に参加することが基本となる。

また、会議を設置・運営する市町村は、会議の構成員から地域の課題を抱えた方の情報を可能

な限り早期にかつ幅広く集約できるようにするため、構成員が安心して情報を提供できるような実効性の高い仕組み・体制を構築することが必要である。

（略）

（4）関係機関等に対する協力依頼

支援会議の設置により、自治体は、構成員同士で情報を共有することができるだけでなく、複雑化・複合化した課題を抱える人に関する情報の交換を行うために必要がある場合は、関係機関等に対して「地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳、その他の必要な協力を求めることである。」こととされている（社会福祉法第106条の6第3項）。

支援会議から協力を求められた支援関係機関等は、その依頼に基づいた情報提供等の範囲において、その関係機関の職務等に関する守秘義務に反することにはならないことになる。

掲載先：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト
<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisaisekaiportal/kitet/>

自殺に関する責任ある報道 すぐわかる手引 (クイック・レファレンス・ガイド)

やるべきこと

- どこに支援を求めるかについて正しい情報を提供すること
- 自殺と自殺対策についての正しい情報を、自殺についての迷信を拡散しないようにしながら、人々への啓発を行うこと
- 日常生活のストレス要因または自殺念慮への対処法や支援を受ける方法について報道すること
- 有名人の自殺を報道する際には、特に注意すること
- 自殺により遺された家族や友人にインタビューをする時は、慎重を期すること
- メディア関係者自身が、自殺による影響を受ける可能性があることを認識すること

やってはいけないこと

- 自殺の報道記事を目立つように配置しないこと。また報道を過度に繰り返さないこと
- 自殺をセンセーショナルに表現する言葉、よくある普通のこととみなす言葉を使わないこと、自殺を前向きな問題解決策の一つであるかのように紹介しないこと
- 自殺に用いた手段について明確に表現しないこと
- 自殺が発生した現場や場所の詳細を伝えないこと
- センセーショナルな見出しを使わないこと
- 写真、ビデオ映像、デジタルメディアへのリンクなどは用いないこと

※WHO発行の「Preventing suicide: a resource for media professionals, update 2017」の日本語訳から抜粋（厚労省HPに掲載）



自殺に関する報道の際の報道機関等に対する注意喚起について

著名人の自殺に関する報道は、その報じ方によっては、著名人をロールモデルと考えている人（とりわけ子どもや若者、自殺念慮を抱えている人）に強い影響を与え、「模倣自殺」や「後追い自殺」を誘発しかねないため、WHOガイドラインに基づく慎重な報道について、要請を行っている。



厚生労働大臣指定法人・一般社団法人
いのち支える自殺対策推進センター
厚生労働省

令和3年12月19日

メディア関係者各位

著名人の自殺及びその可能性に触れる報道は、報じ方によっては「子どもや若者、自殺念慮を抱えている人の自殺を誘発する可能性」があります。
『自殺報道ガイドライン』を踏まえた報道をお願いします。

昨日12月18日、女優の神田沙也加さんが逝去され、死因が自殺である可能性があると報道がなされています。著名人の自殺に関する報道は、その報じ方によっては、著名人をロールモデルと考えている人（とりわけ子どもや若者、自殺念慮を抱えている人）に強い影響を与え、「模倣自殺」や「後追い自殺」を誘発しかねません。ご承知の関係者の方も多いと思いますが、昨年は11年ぶりに自殺者数が前年比で増加しました。いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）が日々データで分析したところ、7月19日と9月27日から10日間程度、自殺者数が急増していることが明らかになりました。いずれも、著名人の自殺と自殺報道が強く影響しているとみられ、自殺報道は極めて慎重にしていいただく必要があります。以下は、JSCPの分析結果の要旨です。

昨年の芸能人の自殺報道(2件)の影響について、JSCPの分析から分かったこと

- 自殺日を含めた10日間で、約200人が女性俳優の自殺・自殺報道の影響を受けて亡くなった可能性がある
 - 自殺者数を曜日別にみると、月曜日はとりわけ自殺リスクが高い
 - 自殺者数は報道量だけでなく、その後SNSでどれほど拡散したか等が複合的に影響している
- 参考資料: JSCP主催「第1回 自殺報道のあり方を考える勉強会」実施レポート(2021年6月開催)

メディア関係者各位におかれましては、今一度、そのリスクについてご留意いただき、WHO「自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識 2017年版」(いわゆる『自殺報道ガイドライン』)を踏まえた報道を、お願いいたします。

○メディア関係者への呼びかけ

計82社、242媒体

- ◆新聞、通信社：15社
全国紙：6社、通信社：2社、その他地方紙（中日新聞など）：7社
- ◆スポーツ紙（※Twitterの直接のメンション）：7社
- ◆テレビ：20社（68番組）
キー局：6社、地方（MXも）：14社
- ◆雑誌（週刊誌など）：2社
- ◆Web：36社
メール配信：7社、直接メール、問い合わせフォーム：24社（重複除く）
Twitterメンション：5社（重複除く）
- ◆フリー：2社

○これまでの実績（計15回）

- 1) 令和2年5月24日 女子プロレスラー
- 2) 令和2年7月18日 男性俳優
- 3) 令和2年8月29日 人気インターネット番組の出演者
- 4) 令和2年9月14日 女性俳優
- 5) 令和2年9月20日 男性俳優
- 6) 令和2年9月27日 女性俳優
- 7) 令和2年10月2日 全国の県政クラブ等、約800社に送付
- 8) 令和2年10月19日 女性ロックバンドメンバー
- 9) 令和2年11月14日 男性俳優
- 10) 令和3年2月26日 埼玉県練炭自殺
- 11) 令和3年5月14日 女子プロレスラー命日
- 12) 令和3年7月9日 男性俳優命日
- 13) 令和3年9月17日 女性俳優命日
- 14) 令和3年10月19日 新潟県練炭自殺
- 15) 令和3年12月19日 女性俳優

○ 全国でのポスターの掲示やインターネットでの広告等により **SNSや電話相談の窓口(まもろうよこころ)やゲートキーパー(※)を周知。**

具体的には、①**広報ポスター(紙、電子媒体)**、②**インターネット広告(検索連動広告、SNSでの広告、動画広告)**、③**政府広報動画**、④**ネット配信番組**、⑤**厚労省Twitter、Facebook等**

※ ゲートキーパー: 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

【広報ポスター・インターネット広告】

①ポスター



②検索連動広告 (Google・Yahoo!)



②SNS広告 (Facebook・Twitter・LINE)



②動画広告 (30秒) (YouTube・Yahoo!等)



QRコードから、相談窓口を紹介する厚労省HP「まもろうよこころ」を案内



あなたの声を聞かせてください

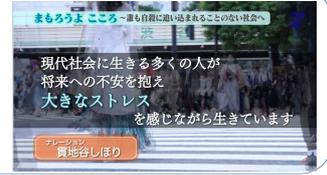


もし、あなたが悩みを抱えていたら、相談してみませんか?

【その他の広報】

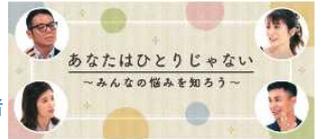
③政府広報動画

・政府インターネットTV (ゲートキーパーの理解 促進のための動画を配信) ※本編3分、短編1分30秒



④ネット配信番組

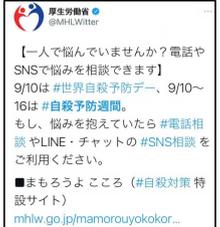
・MCとゲスト2名(ユージさん、おかもとまりさん)、専門家1名の計4名の出演者



・「子どもや若年層における悩み」、「大人になってからの悩み」、「ゲートキーパー」の3つのテーマについて、それぞれ出演者の体験談、専門家の助言等を交えて議論し、視聴者にとって「新しい気づき」となることを目的としたネット配信番組。

⑤厚労省Twitter、Facebookの投稿

・自殺予防週間(9/10~9/16)及び自殺対策強化月間(3月)において、相談窓口及びゲートキーパー等について集中的に投稿



支援情報検索サイトの利用方法

悩み別、方法別、地域別に相談したい方に合った相談窓口を検索することができるサイトです。

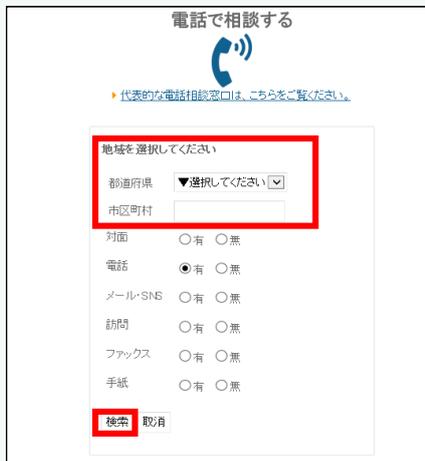
①支援情報検索サイト <http://shienjoho.go.jp/> にアクセスします。

②知りたい情報を選びます。



③都道府県・市区町村を選択し「検索」。

※②で「電話」を選択した時の画面です。
※都道府県・市区町村を選択しなくても検索できます。



④検索結果が表示されるので、相談先を選びます。

※「詳細」をクリックするとさらに詳しい情報が表示されます。

番号	名称	所在地	受付時間	相談先
10代20代の女性のためのLINE相談	特定非営利活動法人 BONDプロジェクト 民間	東京都目黒区	毎日 16時から18時(18時30分まで) 2部 18時30分から20時30分(20時30分まで)	詳細
18歳未満の子どもの、その家庭に関するあらゆる相談	中野区 行政	中野区	月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで	詳細
4155よこい電話相談事業	東京都児童相談センター 行政	東京都目黒区	平日 9:00~21:00 土日祝日 9:00~17:00(年末年始を除く)	詳細
DV(パートナーからの暴力)相談	杉山区 行政	杉山区	(月)~(金) 9:00~17:00 祝日・休日・年末年始を除く	詳細



イラスト: 細川 昭々

第2 矯正施設退所者等の地域生活定着支援について

1 事業概要について

地域生活定着促進事業は、高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、各都道府県の設置する地域生活定着支援センターが、保護観察所、刑事司法関係機関、地域の福祉関係機関等と連携・協働し、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、地域共生社会の実現を図るものである。

本事業は、平成21年度から、刑又は保護処分の執行のため矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院）に入所している人のうち、高齢又は障害のため福祉サービスを受ける必要がある人等が、退所後直ちに必要な福祉サービスを受けることができるようにするための支援である、いわゆる出口支援を行っており、一定の成果を挙げている。

令和3年度からは、刑事司法手続の入口段階にある被疑者等への支援（いわゆる入口支援（被疑者等支援業務））を開始しているが、全都道府県での実施には至っていない。

そこで、令和4年度予算案においては、被疑者等支援業務を全都道府県で実施するために必要な経費を計上するとともに、同業務における弁護士との連携強化を促進することとしている。

2 令和4年度予算案の内容等について

(1) 令和4年度予算案の内容について

令和4年度における国庫補助基準額については、限りある予算をより効果的かつ適切に配分するため、一律の配分ではなく、既存の事業体制・資源の活用の可能性、効率化等の可能性、実績等も考慮した配分とし、より積極的な活動を引き出すよう適正化しつつ、被疑者等支援業務の推進や充実等を図るものとし、事業全体としての底上げや持続性を高めるものとしている。

令和4年度における国庫補助基準額の詳細については、別途送付している「令和4年度生活困窮者自立相談支援事業費等負担金及び生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に関する交付方針等について」の「409 地域生活定着促進事業」や、令和4年2月10日付け当課事務連絡「令和4年度における地域生活定着促進事業に係る国庫補助基準額（案）について」等を確認いただきたい。

(2) 事業実施のための各都道府県における予算確保・執行について

本事業は、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、地域で暮らしていくことができるよ

うにするものである。孤独・孤立対策の観点のほか、地域共生社会の実現の観点からも重要な事業の一つであり、地方公共団体が担う住民の福祉の向上にも資するものであって、国と地方が協働で取り組むものである。

このため、本事業の実施に要する費用の4分の3相当の定額を国庫補助している一方、各都道府県に対しては、本事業の実施に要する費用の4分の1相当の額の支出をお願いしてきている。

については、上記費用の支出につき、4分の1相当の額を支出している都道府県におかれては、引き続きの予算確保・執行についてお願いする。また、4分の1相当の額を支出していない都道府県におかれては、本事業の当該地域における役割や意義等を十分御理解いただいた上、必要な予算確保・執行についてお願いする。

なお、国庫補助協議の前提として、各都道府県におかれては、既存の体制・資源の活用の可能性、実際の支援ニーズや実績、適切な負担等の観点を踏まえながら、十分な精査をお願いする。

(3) 被疑者等支援業務における弁護士との連携強化等について

前記のとおり、令和4年度においては、被疑者等支援業務を全都道府県で実施するために必要な経費を計上するとともに、同業務における弁護士との連携強化を促進することとしている。

被疑者等支援業務における弁護士との連携強化とは、令和3年度の被疑者等支援業務の基本的な枠組みを変更するものではなく、同業務の範囲内（地域の実情に応じた方法を含む。）において、福祉的な支援を必要とする被疑者等への弁護士による気付き等を生かし、必要な方を支援に更につなげられるようにしようとするものであり、弁護士会等を含めた関係機関等と協議をし、一定の支援体制を構築した上で、同業務を実施することを想定している。同業務における弁護士との連携強化に当たっては、弁護士会、地方検察庁、保護観察所等の関係機関との協議を行い、相談依頼の方法や支援対応などの所要の連携構築を図った上での実施をお願いする。

(4) 既存の福祉的支援等との連携強化等について

また、令和4年度においては、矯正施設や留置施設等から退所した障害者等への支援について、市町村と地域生活定着支援センターとの連携をより促進するため、「地域生活定着支援センターとの連携強化事業」（地域生活支援事業）（市町村は基幹相談支援センターに委託可）が開始される予定（障害保健福祉部予算）である。円滑な支援が促進されるよう、市町村との連携をより一層強化した事業実施をお願いする。

(5) 人材養成研修の実施について

本事業の推進・充実には地域生活定着支援センター職員のスキル向上が求められるところ、同センターにおける業務経験年数が3年以下の職員が多く占める現状等を踏まえ、令和4年度も同センターの職員を対象に、地域生活定着支援人材養成研修を実施する予定であることから、同センター職員の積極的な研修受講をお願いします。

(6) その他

委託先の選定に当たっては、価格のみの評価ではなく事業の内容を中心とした総合的な評価を行うなど、事業の質の確保等の観点についても十分に考慮いただくようお願いする。

また、委託先の事業者が効果的に事業を運営していくため、既存の福祉的支援等との連携強化等、各都道府県の適切なバックアップをお願いします。

地域生活定着促進事業（概要）

【 令和4年度予算額（案） 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数 】

- 平成21年度より、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、**保護観察所と協働し、退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」**の整備を実施。
- 平成23年度末に**全国47都道府県への整備が完了**し、平成24年度からは**全国での広域調整が可能**に。
- 地域生活定着支援センターは、矯正施設や保護観察所、既存の福祉関係者と連携して、以下の業務を実施。
 - ① コーディネート業務**
保護観察所からの依頼に基づき、福祉サービスに係るニーズの内容の確認等を行い、受入れ先施設等のあっせん又は福祉サービスに係る申請支援等を行う。
 - ② フォローアップ業務**
コーディネート業務を経て矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用している人に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言等を行う。
 - ③ 被疑者等支援業務**
刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、**釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援。令和4年度、弁護士との連携強化を促進予定。**
 - ④ 相談支援業務**
懲役若しくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した人の福祉サービスの利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行う。
 - ⑤ 関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等**

【 事業概要 】

[実施主体] 都道府県（委託可）

※ 地域生活定着支援センターの設置状況 48か所（原則、都道府県に1か所（北海道のみ2か所））

[補助率] 定額補助（3 / 4 相当）

被疑者等支援業務（概要）

【 要旨 】

- 刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、**釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするため、地域生活定着支援センターが支援を行う。**

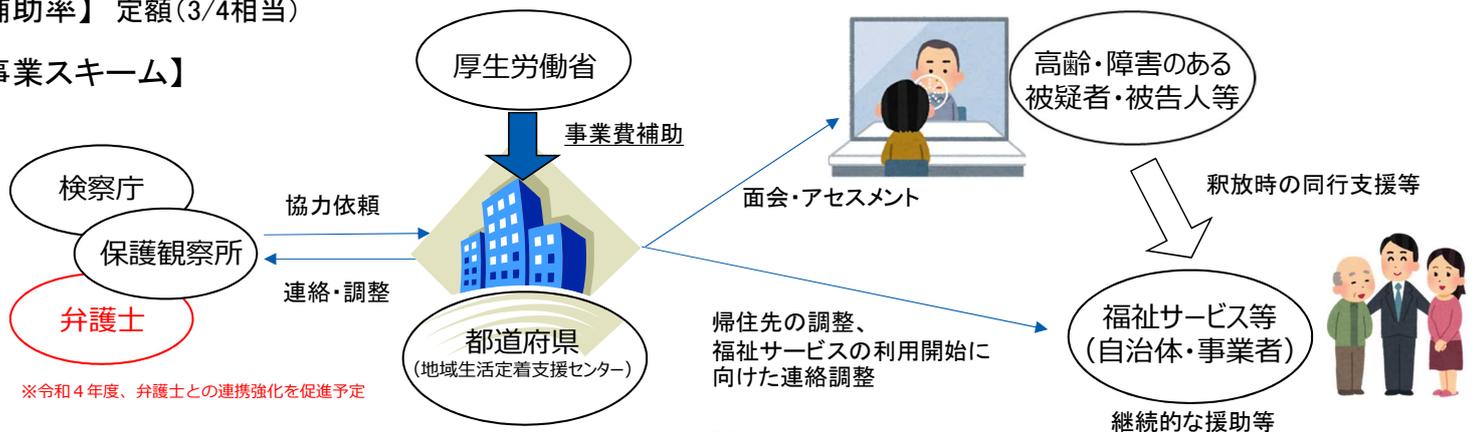
【 事業内容 】

- 保護観察所等からの依頼に基づき、被疑者・被告人等と面会し、福祉ニーズ、釈放後の生活の希望等の聞き取りを行う。
- 市町村、福祉施設等への釈放後の福祉サービス等の利用調整、釈放時の福祉事務所、受入福祉施設等への同行、手続の援助等を行う。
- 起訴猶予、執行猶予等による地域生活移行後は、受入施設との調整、福祉サービスの相談支援など定着のための継続的な援助等を行う。

【 実施主体 】 都道府県（委託可）

【 補助率 】 定額（3/4相当）

【 事業スキーム 】



【参考 障害保健福祉部による事業】

地域生活定着支援センターとの連携強化事業（地域生活支援事業）

【事業目的】障害者等が、矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院を指す。）、留置施設等（以下「矯正施設等」という。）からの退所後に実際に生活を営もうとする市町村等において、円滑に福祉サービス等を利用できるよう、市町村等が地域生活定着支援センターとの連携をより促進することにより、地域における支援体制の強化を図ることを目的とする。

事業内容

（ア）地域生活定着支援センターとの連携による相談支援事業等々の利用調整

→ 地域生活定着支援センターからの依頼に応じ、同センターとの連携のもと、対象者の意向、状態等を勘案して地域の相談支援事業所及び障害その他福祉サービス事業所等の円滑な利用に向けた対象者や地域生活定着支援センターとの調整

（イ）事業所等の後方支援

→ 対象者を受け入れた事業所等に対して、事業所独自では解決困難な課題の解決を図る等のための後方支援（コンサルテーション）

（ウ）支援者の育成、社会資源の開発

→ 矯正施設等退所者への対応に関して専門性、ノウハウを有する事業所等、支援者の育成のための取組及び受入が可能な事業所等の増加に向けた取組、地域生活定着支援センターとの定期的な協議・情報交換の実施等

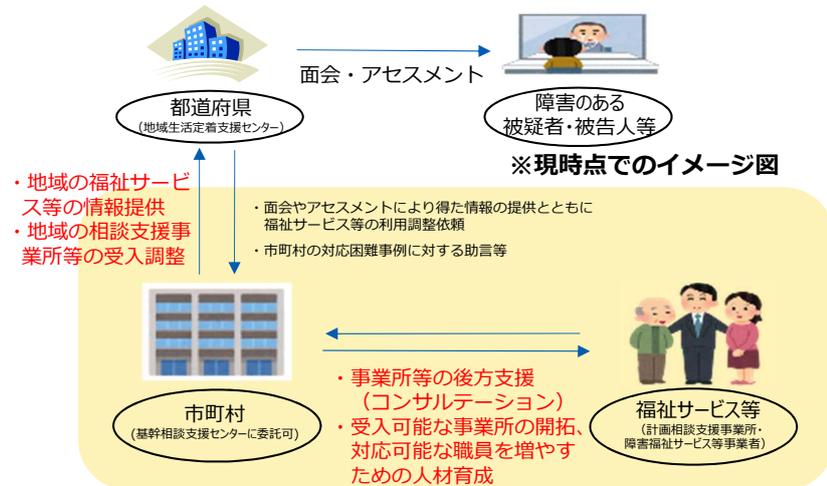
実施主体

市町村、特別区、一部組合及び広域連合とする（基幹相談支援センター及び本事業を適切に実施できると認める団体等に委託可）

事業内容（ア）の対象者

次に掲げる者で、障害を有するために、福祉的な支援を必要とする者であって、地域生活定着支援センターから相談支援事業所等への利用調整の依頼があった者。

- ・矯正施設退所予定者及び退所者
- ・身体を拘束された被疑者又は被告人及び起訴猶予の処分を受けた者、罰金若しくは料金の言渡しを受けた者又は刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者
- ・その他、市町村等が必要と認める者



連 絡 事 項

第1 共同募金運動について

赤い羽根共同募金（以下「共同募金」という。）は、昭和22年に「国民たすけあい運動」として始まった募金運動であり、地域住民の善意と助け合いの精神によって支えられ、地域福祉の増進に大きく寄与するとともに、災害時のボランティア活動の支援にも役立てられてきたところである。

共同募金の募金額は、平成7年度をピークに減少傾向が始まり、平成10年度以降は対前年度を下回る状況が続いているが、他方で、近年、少子高齢化の進展に伴う人口減少、家族や地域社会の変容や新型コロナウイルス感染症による影響の長期化を背景として、社会的孤立や孤独、生活困窮など、地域における支援のニーズは、一層、複雑化・多様化している。

このような中、共同募金は、地域で募金が行われ、地域の社会福祉事業者やボランティア団体等による社会福祉を目的とする事業活動に幅広く還元されるものであり、地域の実情に応じた多様な取組を育成・支援することを通じて、各種社会保障・社会福祉制度に加えた重層的なセーフティネットの構築にも資するものとなっている。

共同募金運動に寄せられた募金は、例えば、経済的な負担が増している「ひとり親世帯」に対し、食材を無料で提供する活動や、地域とのつながりが希薄となっている「ひとり暮らし高齢者」と小学生との交流を図る活動など、社会的孤独や孤立、生活困窮の問題への支援といった、地域福祉を支える民間の様々な活動に対する支援に活用されているところである。

各自治体におかれては、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに作っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めていく上で、共同募金の活性化が地域福祉の向上や地域の問題解決の有用なツールとなりうるものであることを今一度再認識いただき、共同募金の地域住民への普及・啓発、共同募金会と関係機関とのネットワークづくりへの支援など、その活性化に向け、協力・支援をお願いしたい。

第2 社会福祉事業従事功労者等に対する厚生労働大臣表彰等について

社会福祉事業功労者等に対する厚生労働大臣表彰については、社会福祉事業等に尽力し、その功績が特に顕著と認められる者に対し実施しているところであり、例年、都道府県、指定都市、中核市においては、候補者の推薦、被表彰者への連絡等を行っていただいているところである。

令和4年度の大員表彰実施に際しては、後日、実施要領を送付するとともに、候補者の推薦依頼等を行うこととしており、推薦調書については、7月を提出期限とする予定であるので、候補者の功績内容の精査等をお願いする。

なお、大臣表彰等については、推薦後の取下げ等が生じないように、推薦要件等を十分踏まえた上で、確実な推薦をお願いする。

【参考】全国社会福祉大会日程（予定）

開催日 2022年12月13日（火）

場 所 浅草公会堂大ホール（台東区浅草）

第3 無料低額診療事業について

無料低額診療事業は、社会福祉法第2条第3項第9号の規定に基づき、生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業である。無料低額診療事業は第二種社会福祉事業として位置付けられており、法人形態によっては、固定資産税や不動産取得税の非課税など、税制上の優遇措置が講じられている。

無料低額診療事業については、低所得者等に対して必要な医療を提供する上で一定の福祉的役割を果たしており、各自治体におかれては、引き続き、無料低額診療事業に係る周知、福祉事務所や自立相談支援機関等との連携、支援ネットワークへの参加の促進等に取り組んでいただきたい。

参 考 资 料

令和4年度予算（案）の概要

社会・援護局(社会)

令和4年度 予算(案)額	2兆9,687億円
令和3年度 当初予算額	2兆9,772億円
差 引	▲85億円

(対前年度比率▲0.3%)

※ 復興特別会計分を含む。

※ 令和4年度予算(案)額は、デジタル庁計上分を含む。

《主要事項》

I	地域共生社会の実現に向けた地域づくり	2
	○ 相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進	
	○ 生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、自殺総合対策、孤独・孤立対策の推進	
	○ 成年後見制度の利用促進	
II	生活保護制度の適正実施	6
	○ 生活保護に係る国庫負担	
	○ 生活保護の適正実施の推進	
	○ 都道府県等における指導・監査体制の確保	
III	福祉・介護人材確保対策等の推進	8
	○ 福祉・介護人材確保対策の推進	
	○ 外国人介護人材の受入環境の整備等	
	○ 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援	
IV	災害時における福祉支援	11
	○ 災害時における見守り・相談支援等の推進	
	○ 被災地（福島県）における福祉・介護人材確保対策	
	○ 災害時における福祉支援体制の整備促進	

I 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

1. 相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進

(1) 重層的支援体制整備事業の促進 232億円（76億円）

令和2年6月に改正された社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施を促進する。

※ 予算額は、老健局、障害保健福祉部、社会・援護局(社会)、子ども家庭局においてそれぞれ計上した額を合算したもの。

(2) 包括的な支援体制の整備に向けた支援 29億円（40億円）

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制の更なる強化を図るため、市町村による重層的支援体制整備事業への移行に向けた支援や都道府県による市町村への後方支援を実施するほか、良質な支援者を育成するため重層的支援体制整備事業の従事者等に対して国主体による人材養成研修を実施する。

2. 生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、自殺総合対策、孤独・孤立対策の推進

(1) 生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の推進

594億円（555億円）

ア 生活困窮者自立支援の推進

生活困窮者の住まい確保の支援や子どもの学習・生活支援事業における生活支援の強化、居場所づくりなどの地域づくりを推進するために必要な予算措置を行い、生活困窮者自立支援制度の機能強化を図る。

<主な充実内容>

① 居住支援の推進

生活困窮者の安定的な生活基盤を確保できるよう、

- ・ 住居確保給付金や一時生活支援事業の安定的な実施
- ・ 一時生活支援事業の共同実施への支援（※）

などの住まい確保を支援する。

（※）地域を問わず一時生活支援事業の実施が可能となるよう、管内のシェルター確保や利用調整に係るコーディネーター等に要する人件費、事務費、共同利用するシェルターを居室として利用する際に必要な初期経費を補助し、共同実施への支援を強化する。

② 生活困窮世帯の子どもに対する生活支援の充実

保護者への進路相談会の開催や子どもの体験学習など、保護者も含めた世帯全体への支援の充実を図る。

③ 生活困窮者支援等のための地域づくりの推進【新規】

身近な地域において、地域住民による共助の取組を促進し、安心して通える居場所の確保や地域資源を活用した連携の仕組みづくりに資するよう、生活困窮者支援等のための地域づくりを推進する。

(参考) 令和3年度補正予算

○個人向け緊急小口資金の特例貸付等の各種支援の実施 5,618億円

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮する世帯を支援するため、緊急小口資金・総合支援資金（初回）及び住居確保給付金の特例措置並びに生活困窮者自立支援金について、令和4年3月末まで申請期限を延長する。

また、生活困窮者自立支援金について、総合支援資金（再貸付）に代えて、総合支援資金（初回）まで借り終えた一定の困窮世帯も対象とするとともに、再支給を可能とする。

○生活困窮者自立支援の機能強化

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 61億円の内数

新型コロナウイルス感染症の発生を契機に、生活困窮者への支援ニーズが増大したことに加え、新たな支援層の顕在化や孤独・孤立問題の深刻化等、従来の支援ニーズよりも多様化している現状を踏まえ、民間団体独自の支援との連携や現場の職員が支援に注力できる環境整備等を図り、生活困窮者自立支援制度の機能強化を図る。

○生活困窮者等に対する支援活動を実施する民間団体への助成 4.7億円

孤独・孤立対策として、生活困窮者及びひきこもり状態にある者に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、居場所づくり、生活上の支援などの支援活動を実施する民間団体の取組に助成を行う。

イ ひきこもり支援の充実及び良質な支援者の育成【一部新規】

ひきこもり地域支援センターの設置主体を拡充する等、より身近な基礎自治体における相談窓口の設置や支援内容の充実を図るとともに、都道府県がバックアップする体制を構築する。

また、ひきこもり地域支援センター職員に対し、知識や支援手法を習得するための国主体の研修を実施し、良質な支援者を育成する。

(参考) 令和3年度補正予算

○ひきこもり支援体制構築の加速化

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 61億円の内数

市町村におけるひきこもり支援体制を構築するため、その土台となるひきこもり相談窓口や居場所づくり、相談窓口の広報、支援対象者の実態把握、支援者ネットワークの構築等の具体的な取組に対して包括的に支援を行い、ひきこもり支援の環境整備を加速化させる。

(2) 自殺総合対策の推進

① 地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進

29億円(28億円)

自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、地域の実情に応じた実践的な自殺対策の取組を支援する。

また、地方自治体や民間団体が実施する自殺防止に係るSNS・電話等の相談対応や相談員の養成等の取組に継続的な支援を行う。

(参考) 令和3年度補正予算

○自殺防止対策に係る相談体制等の強化

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 61億円の内数

新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクの高まりを踏まえ、自治体や民間団体が実施する自殺防止に関する相談体制等の強化を支援する。

② 指定調査研究等法人機能の確保等【一部新規】 6.9億円(6.7億円)

我が国の自殺対策の中核として機能する指定調査研究等法人において、自殺未遂者レジストリ制度を構築するとともに、調査研究の充実や地域の自殺対策への取組支援、地域自殺対策推進センターの運営のために必要な支援を行い、自殺対策を推進する。

3. 成年後見制度の利用促進

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進【一部新規】

5. 1億円(5.9億円)

都道府県において、司法専門職等との定期的な協議・権利擁護支援に関する助言・アドバイザーの派遣等の仕組みを構築することで、市町村による中核機関の体制整備を推進する。

また、市町村において、相談対応時における関係機関の役割調整、専門職後見人から市民後見人への交代を想定した受任方針の検討などの中核機関のコーディネート機能を強化することで、権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化を図る。

(2) 意思決定支援の推進等による権利擁護支援の強化【新規】

1. 3億円

意思決定支援を推進するため、都道府県等において、市民後見人や福祉・司法の関係者を対象にした研修を実施する。

また、民間団体等も含めた多様な主体による権利擁護支援体制の強化を図るため、多様な主体が参画する連携・協力体制づくりのモデル的な取組を実施する。

(3) 成年後見制度の担い手の確保や制度の利用に係る費用の助成

地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)137億円(137億円)の内数<老健局にて計上>

地域支援事業交付金1,928億円(1,942億円)の内数<老健局にて計上>

地域生活支援事業費等補助金518億円(513億円)の内数<障害保健福祉部にて計上>

市民後見人や法人後見といった成年後見制度の担い手の育成を推進するとともに、低所得の高齢者・障害者に対する成年後見制度の申立費用や報酬の助成等を推進する。

Ⅱ 生活保護制度の適正実施

1. 生活保護に係る国庫負担

- (1) 保護費負担金 2兆8,013億円(2兆8,218億円)
生活保護を必要とする方に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。また、生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労等による自立支援の強化等を進める。

- (2) 保護施設事務費負担金 321億円(328億円)

2. 生活保護の適正実施の推進

229億円(134億円)

[(3) を除いた合計額128億円]

(1) 生活保護の適正実施

生活保護の適正な運営を確保するため、レセプトを活用した医療扶助の適正化や、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適正化等を実施する地方自治体の支援を行うなど生活保護の適正実施を推進する。

(2) 被保護者健康管理支援事業の実施

被保護者の健康の保持・増進を図るため、データに基づいた生活習慣病の予防等を行う被保護者健康管理支援事業を実施するために必要な経費を確保する。

(3) 医療扶助におけるオンライン資格確認の導入【新規】

生活保護の医療扶助にマイナンバーカードによるオンライン資格確認を導入し、マイナンバーカードによる確実な資格・本人確認を実現するとともに、医療券の発行・送付等の事務を省力化し、利用者の利便性も高めるために必要な経費を確保する。

(参考) 令和3年度補正予算

○新型コロナウイルス感染拡大に対応した就労支援体制整備 3.2億円

生活保護受給者に対する就労支援について、新型コロナウイルス感染症の影響等による雇用環境の変化に応じた職場の開拓等を行う自治体を支援することにより、その機能を強化する。

○新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う福祉事務所の体制強化

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 61億円の内数

新型コロナウイルス感染拡大の影響による生活保護の相談及び決定の件数増加に対応するため、保護の相談から決定、自立助長に向けた就労支援等の一連の業務に従事する非常勤職員を雇い上げることにより福祉事務所の体制を強化する。

○保護施設等における感染拡大防止対策に係る支援

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 61億円の内数

保護施設等について、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県等が施設等へ配布する衛生用品の卸・販社からの一括購入等、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発、無料低額宿泊所の入居者等の感染拡大防止のため、の一時滞在場所確保、事業継続に向けた各種取組を支援する。

○生活保護業務のデジタル化等に向けた取組支援

2.8億円

生活保護業務の効率化や負担軽減、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、業務負担の軽減に向けたRPA等の導入、業務のオンライン化等を試行的に実施する自治体を支援する。あわせて、業務プロセス及び基幹システムの標準化に向けた調査研究を実施する。

3. 都道府県等における指導・監査体制の確保

18億円（19億円）

都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、管内福祉事務所に対する指導、監査及び査察指導を適格に実施する体制を確保し、適正な保護の実施を推進する。

また、「国の行政機関の機構・定員に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）を踏まえ、計画的な見直し等を行う。

Ⅲ 福祉・介護人材確保対策等の推進

1 福祉・介護人材確保対策の推進

(1) 地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円（137億円）の内数＜老健局にて計上＞

地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、介護人材の「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」を図るための多様な取組を支援する。

(2) 介護の仕事の魅力等に関する情報発信

3.6億円（5.6億円）

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円（137億円）の内数＜老健局にて計上＞

民間事業者によるイベントやテレビ、新聞、SNS等のメディアを通じた全国的な情報発信を行うとともに、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域の社会資源や人口構成等の実情に応じた「介護のしごと」の魅力発信の取組を行うことにより、多様な人材の参入促進・定着を図る。

(3) 介護助手等の普及を通じた多様な就労の促進【新規】

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金386億円の内数

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円の内数＜老健局にて計上＞

都道府県福祉人材センターに「介護助手等普及推進員（仮称）」を配置し、市町村社会福祉協議会等を巡回することにより、介護助手等の希望者の掘り起こしを行う。あわせて、介護事業所に対し、介護助手等の導入のための業務改善にかかる助言や求人開拓等を行うことにより、介護の周辺業務を担う人材の確保を促進する。

(4) 社会福祉事業従事者の養成・研修等

3.8億円（4.3億円）

指導的社会福祉従事者の養成を行う日本社会事業大学の運営支援など、福祉・介護人材確保対策を推進する。

(参考) 令和3年度補正予算

○介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保 9.3億円

介護福祉士資格の取得を目指す者等に対する修学資金の貸付原資の積み増しを行い、人材の確保等を促進する。

2 外国人介護人材の受入環境の整備等

(1) 外国人介護人材の受入環境の整備

8. 3億円(9. 5億円)

「特定技能」の活用促進等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場で円滑に就労・定着できるよう、日本語学習の支援や介護技能の向上のための研修、介護業務の悩み等に関する相談支援、外国人介護人材受入れ促進のための海外へのPR、特定技能制度の介護技能評価試験等の実施による受入環境の整備を推進する。

(2) 経済連携協定(EPA)などに基づく外国人介護福祉士候補者の受入支援

4. 3億円(4. 3億円)

経済連携協定(EPA)などに基づき、インドネシア、フィリピン、ベトナムから入国する外国人介護福祉士候補者を円滑かつ適切に受け入れるため、介護導入研修や受入施設の巡回訪問、日本語や介護の学習支援等を実施する。

3. 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援

(1) 社会福祉連携推進法人制度の円滑な施行に向けた支援【一部新規】

3. 5億円(4. 1億円)

社会福祉法人等の連携・協働を図るため、新たに創設する「社会福祉連携推進法人」制度の円滑な施行に向け、法人の立ち上げに必要な支援を行うとともに、小規模な社会福祉法人等が連携して行う地域貢献事業の推進を図るための取組等を支援する。

(参考) 令和3年度補正予算

○地域課題に取り組む小規模法人ネットワークへのICT化支援

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 61億円の内数

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している中で、小規模な社会福祉法人であっても「地域における公益的な取組」を行う責務を果たしていけるよう、地域課題に対する取組や事務処理体制に関するICT化を支援する。

(2) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の円滑な実施に係る支援

264億円(265億円)

社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員のための退職手当共済制度を安定的に運営させることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇の確保を図る。

(3) 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業等

48億円(57億円)

社会福祉法人や医療法人等に対して、社会福祉施設や病院等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付け等を行い、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により休業した又は事業を縮小した医療・福祉事業者の資金繰りを支援するための危機対応融資について、引き続き実施する。

<参考：財政投融资資金計画等案>

① 貸付枠の確保

資金交付額	8,772億円
〔福祉貸付	4,586億円〕
〔医療貸付	4,186億円〕

② 福祉貸付事業における貸付条件の主な改善

- ・保育関連施設等の整備に係る融資条件の優遇措置の拡充

(4) 隣保館の基盤整備・耐震化整備等の推進

4.4億円(4.4億円)

地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして様々な取組を行っている隣保館の基盤整備等を推進する。

(参考) 令和3年度補正予算

○隣保館の耐災害性強化

2.8億円

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえ、隣保館の耐災害性強化対策(耐震化整備、ブロック塀改修整備)の更なる促進を図る。

IV 災害時における福祉支援

1. 災害時における見守り・相談支援等の推進

(1) 東日本大震災の被災者に対する見守り・相談支援等の推進

復興庁所管「被災者支援総合交付金」115億円（125億円）の内数
東日本大震災により仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

(2) 被災者に対する見守り・相談支援等の推進 13億円（13億円）

仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

2. 被災地（福島県）における福祉・介護人材確保対策

1. 5億円（1.8億円）

福島県相双地域等における福祉・介護人材の確保を図るため、当該地域の就労希望者に対する就職準備金等の貸付けや応援職員の確保に対する支援等を実施する。

3. 災害時における福祉支援体制の整備推進

(1) 災害福祉支援ネットワーク構築の推進【一部新規】

1. 2億円（1.0億円）

都道府県が組成して、災害時における避難所等での要配慮者支援を行う「災害派遣福祉チーム（DWAT）」の都道府県間の応援派遣や、全国研修を一体的に行うセンター機能を整備すること等により、災害福祉支援ネットワークの充実を図る。

(2) 災害ボランティア活動への支援の推進 1.8億円（2.3億円）

災害時に社会福祉協議会による災害ボランティアセンターを迅速かつ適切に設置・運営できるよう、国、都道府県、市町村の各段階で平時からの実践的な研修や実地による訓練を推進する。